

習志野市農業委員会総会議事録

平成26年第9回習志野市農業委員会総会は平成26年9月24日（水）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時より

1. 委員の出欠席 18名中 17名出席 欠席 0名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 4番 木村 静子 5番 飯生 良

1. 議案審議結果

上 程 3件 承認 3件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午前 10時00分

1. 付議事項

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第29号 平成26年度習志野市農地利用集積計画第4号（案）について

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	只今より 平成 2 6 年 第 9 回 習志野市農業委員会 総会を開催いたします。 本日は、全員の出席により 本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会会議規則」第 2 6 条の規定により 議長より指名させていただきます。 4 番 木村 静子委員 5 番 飯生 良委員の両名を 指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案上程件数は、議案第 2 7 号から議案第 2 9 号までの 3 件でございます。 議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 及び 議案第 2 8 号 も同様の農地法第 5 条による許可申請は 関連事業に伴う案件でございますので、 一括で議案の朗読を事務局よりお願いします。 事務局長 議案第 2 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 4 8 条の規定による許可申請書の提出があったの で、県への送付について審議を求める。 平成 2 6 年 9 月 2 4 日提出 1. 申請地の所在、面積 <table data-bbox="550 1608 1197 1792"> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番●</td> <td>●●●m²</td> </tr> <tr> <td>習志野市●●●丁目●●●●番●</td> <td>●●m²</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>●●●m²</td> </tr> </table> 2. 権利の内容 賃借権設定（一時転用）	習志野市●●●丁目●●●●番●	●●●m ²	習志野市●●●丁目●●●●番●	●●●m ²	習志野市●●●丁目●●●●番●	●●m ²	合 計	●●●m ²
習志野市●●●丁目●●●●番●	●●●m ²								
習志野市●●●丁目●●●●番●	●●●m ²								
習志野市●●●丁目●●●●番●	●●m ²								
合 計	●●●m ²								

	3. 転用計画 建設工事に伴う資材置場 4. 申請者住所、氏名 譲受人 ●●●●●●丁目●●番●号 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●号 ●● ●● (持分●分の●) 習志野市●●●●丁目●番●号 ●●●●●● (持分●分の●) 船橋市●●●●●●丁目●●●●番地●● ●● ●● (持分●分の●) 議案第 2 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 4 8 条の規定による許可申請書の提出があったので、県への送付について審議を求める。 平成 2 6 年 9 月 2 4 日提出 1. 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目●●●●●番 ●●●●㎡のうち●.●㎡ 2. 権利の内容 賃借権設定（一時転用） 3. 転用計画 建設工事に伴う道路用地 4. 申請者住所、氏名 譲受人 ●●●●●●丁目●●番●号 ●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●
--	---

議 長	事務局、ご苦勞様でした。
	続いて、現地調査報告を 斉藤 健次委員よりお願いします。
斉藤委員	議案第 2 7 号について、調査報告をいたします。
	調査は、9 月 1 8 日に農業委員 1 3 名と事務局 2 名、譲受人側からは、工事を行う●●●●の立会いで行いました。
	場所は案内図にあるとおり、●●●●●の●●●丁目側、●●●●●に接する農地でございます。
	現地調査に行った時には、草が生い茂っていましたが、草刈を行い資材置場や車両置場として利用するとのことでした。
	申請地一帯は、農地として括りがある第 1 種農地であり、農業振興地域の農用地であることから、一時的であり周辺の、農業に影響を及ぼさない、また、他に代る土地がない場合に、例外として転用ができる場所です。
	●●●●としても、鉄道輸送の安全を目的とした、土砂災害防止対策工事の資材置場とのことで、必要に迫られた工事ということでした。
	なお、周辺の耕作者には周知を図り、通行に際しては注意を払っていただきたいと思います。
	私としては耕作放棄地が解消されることは良いことと思います。
	以上で、議案第 2 7 号の調査報告とさせていただきます。
	皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。
	議案第 2 8 号につきましては、工事車両が通過するため、●●●丁目の農地の一部を隅切りする場所でございます。
	この農地につきましては、所有者は●●●丁目の●●●●●さんですが、●●●丁目の●●●●●さんが利用集積により耕作をしている、●●●●●さんには同意を得ております。
	目的は、工事の車両が資材を運ぶため通行するので、道路の隅切りを行うとのことです。
	以上で、議案第 2 8 号の調査報告とさせていただきます。
	皆様でよろしく、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	斉藤委員、調査報告 有難うございました。
	続いて、事務局よりこの案件について、詳細な説明を求めます。
事務局	お手元の現地調査時の写真をご覧いただきながら詳細について説明いたします。
	斉藤委員の調査報告にありましたように 9 月 1 8 日に現地調査を行いました。
	写真のとおり耕作放棄のような状態でありました。

事務局長	2 か所申請がありまして資材置場については議案第 2 7 号、隅切りについては議案第 2 8 号となっております。 議案第 2 7 号につきましては、●●●●●●●の切取法面について鉄道輸送の安全を目的とした土砂災害防止工事の実施に伴う資材置場確保のため今回申請がありました。 申請地につきましては、案内図のとおり●●●●●●脇の三角形の土地です。土地利用計画図にありますように工事車両、資材置場となります。 こちらにつきましては、農地ですのでシートを敷いてその上に碎石を置き利用することとなっております。 また、借地ヤードで農地との間に仕切りをする計画となっております。 ．．．．．その他参考資料により説明．．．．． 今回は一時転用ということで工事が終了後は農地に復元するという条件のもと許可申請となっております。転用期間につきましては許可受領後（1 1 月頃）から平成 2 7 年 3 月 1 5 日までを予定しております。 立地基準につきましては農用地で第 1 種農地、優良な農地という事で基本的に県の事務指針ではこのような恒久的なものには許可がおりない。 ただし、農業施設や例外については許可することができるという条件があります。農業振興地域の農用地ですので農政課に文書で照会をし周辺の農地や耕作に影響がないとの回答をいただいております。 農用地につきましては、繰り返しになりますが一時的なものであること、この農地以外に土地が見つからないこと、農業振興地域農用地に対して悪影響を及ぼす恐れがないと認められるという条件を満たした時に一時的に許可できるということになります。 議案第 2 8 号におきましては、●●線上路線の両側から工事をするということになりますので、隅切りをして、そこから車輛は後ろ向きに線路際まで資材を運んで行くということです。この土地につきましては、利用集積という事で●●の●●●●さんが借りておりますので●●●●が説明に伺って同意書をいただいております。 心配なことは周辺が農地なので、通行の時間帯等についても事業計画の中に入っております。 付け加えてよろしいでしょうか。
-------------	---

議 長	はい、事務局長どうぞ。
事務局長	この土地については、事務局から業者に対して指導を２点ほどしております。 １点目は、当然、人参等の種まきの時期も重なることもありますので、農家さんへの周知という事で農協さんにも話をとおしてもらうようお願いをしております。 ２点目は、農道で比較的長期にわたって使用しますので、許可は不要ですが、道路交通課にも話をした中で工事前、工事後で当然いたんだりしたら修復はしますけれども、道路交通課にも話をして承諾を得る旨伝えております。
議 長	詳細説明ありがとうございました。 只今、事務局と斉藤委員から議案説明や調査報告がありましたが、これより、議案第２７号ないし議案第２８号の審議に入ります。 ご意見・ご質問等の有る方は挙手願います。 相原委員どうぞ。
相原委員	道路ですが、工事前と工事後の写真を撮る様、業者に指導はしているのですか。
事務局長	そこまでは指導しておりません。
事務局	事業計画の中で道路に破損が生じた場合には、●●●●の責任において行うという事はいわれておりますけれども、いつ写真を撮るかという事についてはないので確認いたします。
相原委員	責任問題として、農業委員会で事前に撮っておいて工事後に確認が出来ればと思いますが。あと車両の出入り口等はどのようになっていますか。
事務局	ルートについては、いただいております。 ・・・・資料図面にて説明・・・・ 時間帯は日中ですが、３トン以下のトラックが入るという事になっております。 入る時にはガードマンを立てるそうです。
議 長	他に意見・ご質問はありますか。

事務局長	先程の相原委員からの写真については事務局どうですか
議 長	写真を撮って道路管理課と話をした中で、どちらかで保管・管理するようにいたします。 ひとつ心配なのは、現地でも職務代理が質問していたと思いますが農地への復元に関してなんですが、●●●●はどこまで復元してくれるのかなということで農業委員会として条件など附すべきでしょうか 職務代理どうでしょうか。
職務代理	農地にするには、別会社に依頼しないと無理なように思いますが、草が木の様な状態になっていますから。
合間委員	普通の農地にするのは、１０年かかると思いますよ。
議 長	我々としては、農地に復元して、農地として使ってほしいですが。事務局、補足説明など有りますか。
事務局長	農地復元についてですが、業者さんとしては、シートをはがして碎石を取り除いた程度で返しますということです。 果たしてそれで農地と言えるのかなと思いますが、業者さんには、表面だけでもユンボで掻いてほしいと相談させていただいたところ、要望があればやるということでした。 最終的には完了報告の中で所有者さんが完了について同意したという事で一筆つけていただきますので、それを以って完了という事でよろしいでしょうか。 また、●●●の修復工事のときも資材置場となる可能性が高い土地ではないかとは思っております。
議 長	局長の説明でよろしいでしょうか。 もう一度、皆様にお聞きしますが、ご意見など有りましたらお願いします。 ご意見・ご質問も出尽くした様なので、採決に入ります。採決については、１件ずつ行います。

	議案第 2 7 号 農地法第 5 条の許可申請について 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、 議案第 2 7 号は、許可相当等と決しました。 続いて、議案第 2 8 号について賛成の方は挙手願います。 全員賛成を持ちまして、 議案第 2 8 号は、許可相当等と決しました。 事務局は、県に進達の手続きをお願いします。 続きまして、議案第 2 9 号 「平成 2 6 年度 習志野市農用地利用集積計画 第 4 号（案）」について、事務局より議案説明を求めます。 尚、議案第 2 9 号は、2 つの案件になっていますので、 議案第 2 9 号の 1 と議案第 2 9 号の 2 に分かれていますが、 説明は、一括で行いと思います。												
事務局長	議案第 2 9 号ー 1 平成 2 6 年度習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）の申請について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 4 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成 26 年 9 月 24 日提出 1. 申請地の所在、面積 <table><tr><td>習志野市●●●丁目</td><td>●●●●番</td><td>●●●●m²</td></tr><tr><td>習志野市●●●丁目</td><td>●●●●番●</td><td>●●●●のうち●●●●m²</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>●, ●●●●m²</td></tr></table> 2. 権利の内容 使用貸借権設定（3 年間） 3. 申請者住所、氏名 <table><tr><td>譲受人</td><td>習志野市●●●丁目●●●番●号</td><td>●●●● ●●●</td></tr></table>	習志野市●●●丁目	●●●●番	●●●●m ²	習志野市●●●丁目	●●●●番●	●●●●のうち●●●●m ²	合 計		●, ●●●●m ²	譲受人	習志野市●●●丁目●●●番●号	●●●● ●●●
習志野市●●●丁目	●●●●番	●●●●m ²											
習志野市●●●丁目	●●●●番●	●●●●のうち●●●●m ²											
合 計		●, ●●●●m ²											
譲受人	習志野市●●●丁目●●●番●号	●●●● ●●●											

	譲渡人 習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●● 議案第 29 号－2 平成 26 年度習志野市農用地利用集積計画第 4 号（案）の申請について 下記のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第 4 号（案）の提出があったので意見を求める。 平成 26 年 9 月 24 日提出 1. 申請地の所在、面積 習志野市●●●●丁目 ●●●●番● ●, ●●● m² 2. 権利の内容 使用貸借権設定（3 年間） 3. 申請者住所、氏名 譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●号 ●●● ●● 譲渡人 習志野市●●●●丁目●番●●号 ●● ●● なお、権利の内容で使用貸借権設定の期間 3 年とありますが、以前に利用集積の期間については 3 年にこだわらず 5 年であってもいいのではないかというお話をしておりましたが、農政課より地主さん使用者さんに確認をしたところ従来通りでお願いしたいということで 3 年間となったと伺っております。
議 長	事務局、ご苦労様でした。 この案件につきましては、継続案件でございましたので現地調査を行いませんでした。 現地の状況を踏まえ、説明をお願いします。
事務局	詳細について説明いたします。 議案第 29 号－1 についてですが、譲渡人が●● ●●●さん譲受人が●●● ●●●さんですが、前回と変わったところは、譲渡人が●● ●●さんでしたが平成 25 年 4 月 18 日に亡くなられて長女である●● ●●●さんに所有者が変わりました。

議 長	・・・他 参考資料等により説明・・・ 議案第２９号－２につきましては、譲渡人 ●● ●●さん譲受人 ●●● ●●さんこちらも３度目の更新となります。いずれも認定農業者ということです。 ・・・他 参考資料等により説明・・・ 現地調査につきましては、事務局長と私、農政課の職員で見たところ綺麗に管理されておりましたので報告させていただきます。 それでは、議案第２９号の１・２について質疑に入ります。ご意見、ご質問等の有る方は、挙手願います。 市瀬委員どうぞ
市瀬委員	２件とも譲受人の方は賃借料の支払がないのですが、習志野市農用地利用集積計画では常に賃借料がないということでもいいですか。 あるいは契約者との間で使用料を取らないという事ですか。
事務局長	それは、当事者同士でお話した中で、賃借料を取ると賃貸借契約となるのですが習志野の場合は１件だけ売買がありましたが、その他はすべて賃借料は発生しておりません。
市瀬委員	決まりがあつてそうですよという事ではないんですね。
事務局長	そうではないです。
市瀬委員	むしろ当事者の間で契約によってそのようになっているということですね。
議 長	基本的には習志野の場合、年間１５，０００円という基本的な線はあるんですが、農家間での話し合いで取らないことになっているように思います。 尋ねられた場合は年間１５，０００円と話していただければと思います。
市瀬委員	わかりました。

職務代理	よろしいですか。
議 長	職務代理どうぞ
職務代理	使わない畑というのは、トラクターでうなるんですが、農協にお願いしたりすると年に数回しますのでかなりの金額になってしまうんです。
市瀬委員	なるほど。
議 長	質問等が無ければ、採決に入ります。 議案第 29 号の 1 および議案第 29 号の 2 「平成 26 年度 習志野市農用地利用集積計画 第 4 号（案）」 について賛成の方の同意を求めます。 議案第 29 号の 1 及び議案第 29 号の 2 について 賛成の方は、挙手願います。 全員賛成を持ちまして、 議案第 29 号の 1 と 2 は、それぞれ承認されました。 事務局は、市長に対し答申してください。 続いて、報告第 17 号の農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による 転用届出の受理通知および 報告第 18 号の農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による 転用届出の受理通知ですが、事前に配布してありますので 質問等の有る方は、挙手願います。 質問等が無ければ、これを持ちまして本日の総会は終了いたします。